

一 般 競 争 入 札 参 加 案 内

平成26年9月 1日

津山市では、一般競争入札により市有地を売払います。買受けを希望される多数の方々のご参加をお待ちしています。

1 売払い物件

番号	所 在 地	種 類	数 量	最低売払価格
1	津山市桑下1087番1	土地(雑種地)	396m ²	998,000円

2 入札参加申込み

次のとおり入札参加申込みの受付を行います。事前に参加申込みをされた方以外は、入札に参加できません。

① 受付期間 平成26年9月17日(水)～平成26年10月1日(水)
午前8時30分～午後5時15分

② 受付場所 津山市役所本庁6階 財政部財政課管財係

※ 閉庁日(土曜、日曜、祝日)の申込み、郵送・電話・ファックスによる申込はできません。

3 入札及び開札の日時

入札の日時、場所は次のとおりです。入札終了後、入札者の立会のもとで開札します。

売払い物件	入 札 日	入札開始時刻	入 札 会 場
物件番号1 (桑下)	平成26年10月7日(火)	午前10時00分	津山市役所4階401会議室

※ 受付は、入札開始時刻の15分前から開始します。

4 現地説明の日時及び場所

売払い物件	日 時	場 所
物件番号1 (桑下)	平成26年9月17日(水) 午前10時00分～午前11時00分	桑下1087番1地内 現地

隣地との境界等、物件の現況を説明します。現地説明に参加しない場合は各自で現地確認を行い、納得のうえ入札に参加してください。

5 入札参加者の資格

(1) 日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録をしている法人で、(2)に該当する者以外の方ならどなたでも参加できます。
(2名以上の連名による参加も可能です。)

(2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できません。

① 市町村税を滞納している者

② 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

- ③ 次に掲げる事項の 1 に該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過していないもの
- ア 本市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 本市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 本市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項（監督又は検査）の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく、本市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ④ 本市の公有財産に関する事務に従事する職員
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当すると認められる者又は法人において、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当すると認められる者

6 用途指定等

- (1) 物件番号 1 は、地域振興に資する用に供しなければなりません。
- (2) 物件番号 1 の所有権を第三者に移転し、又は本物件を第三者に貸し付けるときには、用途指定について、その譲受人又は借受人に承継させなければなりません。

7 入札参加申込みに必要な書類

- (1) 申込みに必要な書類は次のとおりです。

個人で参加される場合	法人で参加される場合
ア 一般競争入札参加申込書 必要事項を記載し印鑑登録済みの印を押印したもの。 イ 印鑑証明書 参加申込書に使用した印鑑のもの。 ウ 身分証明書 （破産者等でないことを証明するもので、本籍地の市町村が発行するもの） エ 市町村税の納税(完納)証明書 オ 暴力団排除条例に係る誓約書	ア 一般競争入札参加申込書 必要事項を記載し印鑑登録済みの印を押印したもの。 イ 印鑑証明書 参加申込書に使用した印鑑のもの。 ウ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 エ 市町村税の納税(完納)証明書 オ 暴力団排除条例に係る誓約書
※ イ～エはいずれも発行後 3 か月以内のものを 1 通提出してください。連名による申込みの場合には申込者全員について上記の書類が必要です。 エ（市町村税の納税(完納)証明書）には申請日前 2 週間以内に支払った市税は反映していませんので、証明申請時に領収書又は引落記帳済み通帳を持参ください。	

(2) 申込みにあたっての注意事項

- ① 1者が同じ物件に複数の申込みをすることはできません。
- ② 所有権を2名以上の共有にする場合は、共有予定者全員の連名で申し込んでください。

8 入札参加に必要なもの

入札当日、入札参加に必要なものは、次のとおりです。（用紙等は入札参加申込時にお渡しします。）

① 一般競争入札参加受付書

入札参加申込書に受付印の押されているものです。

② 印鑑

入札書に使用する印鑑です。申込者本人が参加する場合は、入札参加申込書に押されている印鑑を、代理人が参加する場合は、委任状の受任者欄に押されている代理人の印鑑を使用します。

③ 入札保証金の受領書

入札しようとする金額の5%以上の額を納付してある必要があります。入札開始までに、所定の納付書で津山市指定金融機関・収納代理金融機関に納入してください。

④ 請求書及び口座振込依頼書

入札保証金を返還することとなった場合に提出いただきます。現金での受領を希望される場合は、受領の際に収入印紙が必要です。

⑤ 委任状

入札に代理人が参加する場合のみ必要です。委任者の印鑑は、入札参加申込書に押されている印鑑が使用されていることが必要です。

9 売買契約の締結

落札者は、落札決定の日から7日以内（7日目が休日の場合は翌日まで）に契約を締結していただきます。契約締結の際、契約保証金（契約金額の10%以上に相当する額）の納付が必要ですが、既納の入札保証金は契約保証金に充当できます。

落札者が契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属します。

10 売買代金の納入

売買代金は、原則として契約締結時から20日以内に納入していただきます。契約保証金は売買代金に充当します。

納入期限までに売買代金が完納されない時は、契約を解除します。契約を解除しても、契約保証金及び契約に要した費用は返還いたしません。

11 所有権の移転と登記手続き

物件の所有権は、売買代金が完納されたときに市から買受人へ移転します。所有権移転の登記手続きは、代金完納後、市が行います。

12 その他必要となる費用等

売買契約の締結、所有権移転登記の際に、次の経費をご負担いただきます。

- (1) 売買契約書作成にかかる印紙税
- (2) 所有権移転登記にかかる登録免許税

13 問い合わせ先

津山市財政部財政課管財係 Tel 0868-32-2021（直通）